

○中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

平成19年5月14日中津市告示第102号

改正

平成20年 5月30日中津市告示第140号
平成22年 4月 8日中津市告示第106号
平成24年 5月 9日中津市告示第243号
平成25年 5月22日中津市告示第162号
平成26年 5月19日中津市告示第166号
平成29年 5月21日中建指第 196号
平成30年 4月 2日中津市告示第137号
令和 元年 5月30日中津市告示第 17号
令和 3年 3月30日中津市告示第 95号
令和 5年 5月15日中津市告示第160号
令和 6年 3月21日中津市告示第105号
令和 7年 5月30日中津市告示第140号

中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大地震等における木造住宅の倒壊等による被害を軽減するため、耐震診断及び耐震改修工事を行った住宅の所有者等に対して、予算の定めるところにより中津市木造住宅耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定により大分県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、大分県知事の指定する耐震診断講習を受講し大分県建築物総合防災推進協議会に登録したものをいう。
- (2) 耐震診断 一般診断法又は精密診断法（一般財団法人日本建築防災協会が

定める一般診断法又は精密診断法をいう。次号において同じ。)により、診断士が行う建築物の耐震性能に関する診断をいう。

(3) 耐震補強設計 診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、補助金の交付を受けようとする者が建築士事務所(診断士の所属する建築士事務所に限る。)に委託して、その耐震性能を一般診断法又は精密診断法により確かめたもの(これに準ずると大分県知事が認めたものを含む。)をいう。

(4) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるもの(地盤・基礎の総合評価に注意事項がないものに限る。)を、1.0以上とするための耐震補強設計に基づき、補助金の交付を受けようとする者が施主となって実施する改修工事(減築を含む。)をいう。ただし、原則として増築(床面積が増加しないものを除く。)に係る工事は含まないものとする。

(5) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が0.7未満であるものを、次に掲げる基準を満たす耐震補強設計により、補助金の交付を受けようとする者が施主となって実施する改修工事(これに準ずる改修工事で、耐震性の向上が期待できるものとして市長が認めるものを含む。)をいう。

ア 階別型にあつては、第一段階で2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上とすること。

イ 評点型にあつては、第一段階で住宅全体の上部構造評点を0.7以上1.0未満とすること。

(6) 工事監理 建築士法第2条第8項に規定する工事監理のうち、補助金の交付を受けようとする者が施主となって実施するものをいう。

(交付の対象)

第3条 耐震診断に係る補助金は、次の各号のいずれにも該当する住宅を交付の対象とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された本市の区域内の木造の一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)で、耐震診断の結果、精密診断による評点が1.0未満(ただし、市長が特に認める場合は一般診断による評点が1.0未満)であるもの

(2) 構造が次に掲げる工法以外の住宅

ア 丸太組工法

イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（平成25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(3) 地上階数が2以下の住宅

2 耐震改修工事及び部分耐震改修工事に係る補助金は、次の各号のいずれにも該当する住宅を交付の対象とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された本市の区域内の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で、耐震診断の結果、精密診断による評点が1.0未満（ただし、市長が特に認める場合は一般診断による評点が1.0未満）であるもの

(2) 構造が次に掲げる工法以外の住宅

ア 丸太組工法

イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（平成25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(3) 地上階数が2以下の住宅

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が住宅の所有者等である場合は、この補助金の交付の対象としない。

(1) 国、地方公共団体又はそれらの機関

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請のうち、耐震診断に要す

る経費に係る補助金に対するものの申請書の様式は、中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（診断）（様式第1号）とする。

2 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請のうち、耐震改修工事及び部分耐震改修工事に要する経費に係る補助金に対するものの申請書の様式は、中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（改修）（様式第1号の2）とする。

3 規則第3条第2項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第3項に掲げる事項とする。

（補助金の交付決定通知）

第6条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知の様式は中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）とし、同項の規定による補助金を交付しないことを決定した旨の通知の様式は中津市木造住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）とする。

（変更申請）

第7条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ中津市木造住宅耐震化促進事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第1項及び第5条の規定は、前項の規定による補助金の変更申請について準用する。この場合における決定の通知の様式は、中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号の2）とする。

（補助事業の取りやめ申請）

第8条 補助決定者は、補助対象診断又は補助対象工事を取りやめようとするときは、あらかじめ中津市木造住宅耐震化促進事業取りやめ申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第9条 規則第11条に規定する実績報告は、耐震診断、耐震改修工事又は部分耐震改修工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の2月末日のいずれか早い日までに中津市木造住宅耐震化促進事業完了報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容及び補助対象工事においては現場で工事の完了状況を審査し、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中津市木造住宅耐震化促進事業補助金の額の確定通知書(様式第7号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、精算払により交付するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 第10条の規定により補助金の額の確定の通知を受けて者が、補助金の交付を請求しようとするときは、中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 耐震診断に係る補助金は、当該耐震診断を行った診断士が代理して受領することができる。

3 耐震改修工事に係る補助金は、当該耐震改修工事を行った工事施工者が代理して受領することができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他不正の行為があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業における第9条から第13条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成20年中津市告示第140号）

（施行期日）

1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の第6条第1項の規定により提出された申請書については、この告示による改正後の第6条第1項に規定する申請書とみなす。

附 則（平成22年中津市告示第106号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年中津市告示第243号）

この告示は、公布の日から施行し、改正前の中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の規定により既に交付の申請がされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成25年中津市告示第162号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年中津市告示第166号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年中建指第196号）

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年中津市告示第137号）

この告示は、公布の日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

附 則（令和元年中津市告示第17号）

この告示は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則（令和3年中津市告示第95号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年中津市告示第160号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 6 年中津市告示第 1 0 5 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 7 年中津市告示第 1 4 0 号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度以降の予算に係る補助金から適用し、令和 6 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 条関係)

| 区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|------------|-----------------------------|---|
| 耐震診断支援事業 | 耐震診断に要する経費 | 住宅 1 棟につき、別表 2 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める補助金の額の範囲内で市長が定める額 |
| 耐震改修支援事業 | 耐震改修工事、耐震補強設計及び工事監理に要する経費 | <p>次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で市長が定める額とし、併せて 1 5 0 万円を限度とする。ただし、既に部分耐震改修工事を実施した住宅に対し補助金の交付を受けているときは、1 5 0 万円から当該補助金の額を減じた額（市長が特に必要があると認めたときは、市長が特に定めた額）を上限とする。</p> <p>(1) 耐震改修工事に要する経費 当該経費の 1 0 分の 1 0</p> <p>(2) 耐震補強設計及び工事監理に要する経費 耐震改修工事に要する経費の 2 0 パーセント</p> |
| 部分耐震改修支援事業 | 部分耐震改修工事、耐震補強設計及び工事監理に要する経費 | <p>次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で市長が定める額とし、併せて 6 0 万円を限度とする。</p> <p>(1) 部分耐震改修工事に要する経費 当該経費の 3 分の 2</p> <p>(2) 耐震補強設計及び工事監理に要する経費 部分耐震改修工事に要する経費の 2 0 パーセント</p> |

備考 この表の規定により算出した補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表 2 (別表 1 関係)

| 区分 | | 補助金の額 |
|-----|---|----------|
| I | 平屋建て住宅で床面積 100 m ² 未満であるもの（平面形状に凸凹がない場合に限る） | 96,000円 |
| II | 床面積の合計が 100 m ² 未満である場合で区分 I に該当する以外のもの（精密診断法による診断に限る） | 115,000円 |
| III | 床面積の合計が 100 m ² 以上であるもので、建築当時の図面がある場合（精密診断法による診断に限る） | 121,000円 |
| IV | 床面積の合計が 100 m ² 以上であるもので、建築当時の図面がない場合（精密診断法による診断に限る） | 14万円 |